

報告第 2 2 号

専決処分した事件の報告について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 8 0 条第 1 項の規定に基づき、損害賠償の額の決定について下記調書のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 3 年 9 月 7 日

提出者 足立区長 近 藤 弥 生

損害賠償額決定調書

番号	専決処分年月日	決 定 額	相 手 方	事 件 の 概 要
1	令和3年7月6日	124,300円	足立区加平 在住者	令和3年6月、足立区立東加平小学校の校庭からの飛来物が同校庭に接する相手方宅の窓ガラスに当たり、これを破損した。
2	令和3年7月27日	21,450円	足立区竹の 塚二丁目25 番17号 足立区障害 者団体連合 友愛会 理事長 羽 住 爽恵	令和3年4月16日、竹の塚障がい福祉館内友愛会売店において、空調機からの水漏れにより、相手方が所有するレジスターを故障させ、損害を与えた。